



とよしん

海外貿易投資ニュース



第103号

発行日: 2019.12.16

日本ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定改正で商機拡大 サービス貿易・投資のさらなる自由化を達成

日本は2019年2月27日に東京で、ASEAN各国はカンボジアのシェムリアップで3月2日に、日本ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定の改正議定書に署名した。改正前はモノの貿易自由化を中心に、日本とASEANの経済関係緊密化が進んでいた。これまでの物品貿易に加えて、改正後はサービス貿易や自然人の移動、投資に関する自由化規定が現行協定に追加される。これによって、これまで以上の幅広い分野で日本とASEANのビジネス関係が深化することが期待される。本レポートでは、これまでのAJCEPの活用度合いを振り返りつつ、ビジネスに影響の大きい改正議定書の内容を取り上げ、今後のAJCEPのさらなる活用への期待を報告する。

＜日本での利用件数は6.5倍＞

AJCEPは、2005年4月に交渉が開始され、2007年11月の物品貿易に係る交渉を経て、2008年3～4月に署名が行われ、2010年7月までに全締約国で順次発効してきた。ASEAN加盟10カ国の中では、インドネシアでAJCEPを運用する法律の施行が遅れていたが、2018年3月にインドネシア内で関係法令が施行され、AJCEPにおけるモノの貿易の自由化枠組みが完成した。一方、サービス貿易や投資の自由化・円滑化は関係国の調整が遅れていた。そうした中、2017年11月に閣僚レベルで交渉妥結が確認されたことで、2019年2～3月に日本とASEANそれぞれが署名に至った。ASEANの自由貿易協定(FTA)は、物品に関する協定の後にサービス貿易章や投資章が追加される流れで進んできた。改正AJCEPも同様の展開をたどったことになる。これまでのモノの貿易における日本企業の利用状況を見ると、日本からASEANに輸出するに当たり、AJCEPを利用する場合は日本での原産地証明書発給が必要となるが、その件数は2018年度で1万8,410件と、利用が本格化した2009年度の2,832件から6.5倍に増加した(図参照)。日本がこれまで締結したASEAN各国とのFTAの発給総件数に占めるAJCEPの割合は2009年の5.0%から2018年には7.9%と、近年は着実に増加傾向にある。次に、利用国側として原産地証明書発給件数の統計を公表しているマレーシアを例にとると、2018年のAJCEPの発給件数は1万1,277件で、3年前との比較では10.3%増加している。AJCEPの利用については、活用する中小企業からはASEANが主要貿易相手地域となる中、多くの品目で関税が撤廃・軽減されていることは貿易取引コストの軽減につながり、意義は大きいとの声が聞かれる。

図: 日本におけるAJCEP発給件数の推移



出所: 「日本商工会議所での原産地証明書発給(第一種特定原産地証明書)」(経済産業省)から作成

＜サービス、投資、人の移動の自由化が充実＞

2019年2～3月に日本とASEANが署名した改正内容をみると、これまでのAJCEPはサービス貿易章、投資章がそれぞれ1カ条にとどまっていた中、改正後の協定はサービス貿易章26カ条、投資章6カ条、電気通信サービス付属書18カ条、自然人の移動章10カ条、投資章23カ条が新たに追加された。改正AJCEPによって、日本とASEAN加盟国の間で、サービス貿易・投資のさらなる自由化・円滑化が実現できる。特に、本改正によって、日本はカンボジア、ラオス、ミャンマーの3カ国とは初めて広範なサービス、投資の自由化を含むFTAを締結したことになる。サービス貿易・投資における日本企業

表: AJCEP改正議定書による自由化拡大例

(一は該当なし)

項目	自由化事項	二国間EPAなどでの自由化レベル	AJCEP改正議定書での自由化レベル
サービス貿易	タイ (コンピュータ保守・修理サービス)	50%まで資本参入が可能	70%まで資本参入が可能
	ミャンマー (通信、建設、金融など)	—	100%まで資本参入が可能
人の移動	シンガポール、マレーシア (企業内転勤)	2年以内 (シンガポール) 5年以内 (マレーシア)	3年以内 (シンガポール) 10年以内 (マレーシア)
	マレーシア (自由職業サービス)	12カ月以内 (CPTPP)	10年以内
投資	タイ (国内販売制限要求、役員国籍要求)	—	禁止を新たに規律

出所: 経済産業省資料を基にジェトロ作成

の参入条件の緩和が約束された具体例として(表参照)、例えば、マレーシアでは外国資本の学習塾事業への参入は実質的には認められていない。これが改正AJCEP発効後は、49%を超えない範囲での合併での外資の出資が認められることになり、進出企業は教育需要が旺盛なマレーシアのニーズを取り込みやすくなる。本規制は、2006年7月に発効した日本マレーシアFTAにおいても、開放の約束はされなかった。また、2007年11月に発効した日本タイFTAによって日本企業は50%までの出資が譲許されたタイにおけるコンピュータ・保守修理サービスは、改正AJCEPで日本企業は70%までの資本出資が認められることになる。ミャンマーでは、これまで出資に制限があった通信、建設、金融などのセクターは100%の資本参加が可能になり、同国でのビジネス機会が拡大することになる。人の移動についても、既存のEPA以上の約束がなされた。例えば、企業内転勤について、日本シンガポールFTAでは、原則2年以内の入国および一時的な滞在許可が約束されていたが、改正AJCEPによって3年以内と滞在期間の長期化が約束された。マレーシアについても、既存の二国間FTAの約束が5年以内と規定される中、10年以内と2倍の滞在期間が認められることになる。マレーシアの場合、企業内転勤者以外にも高度な専門的知識・技能を持つ自由職業サービスに関わる自然人の滞在が10年間認められることになる。現在、マレーシアでは発効前にある「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定(CPTPP、いわゆるTPP11)」において、本自然人の滞在は12カ月以内となっている。(裏面に続く)

<発効までには時間も>

幅広い分野の自由化を伴う改正AJCEPの活用によって、日本企業とASEANの関係はさらに強化する方向に進むとみられる。今後、日本政府は国会で審議を行い、批准手続きを進めていく方向だ。同時に、ASEAN側でも手続きが進んでいる。日本と批准が終了したASEANの国との間で批准2カ月後に正式に発効となる。日本とASEAN10カ国全てにおいて発効手続きが終了するまでにはまだ時間を要するとみられる。しかし、サービス・投資面での自由化が進む方向で改正が行われた中、日本企業は改正AJCEPの中身を精査した上で、第三国を上回る有利な自由化を享受できるAJCEPの取り決めを活用してASEANの成長を商機に変えていくことが期待される。

(出所:ジェトロ 地域分析レポート 2019年11月1日「日本ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定改正で商機拡大 サービス貿易・投資のさらなる自由化を達成」)

サンフランシスコのティーイベントで日本茶をプロモーション(米国)

米国サンフランシスコ市内で、10月19、20日に「SF国際ティーフェスティバル」(以下、SFITF)が開催された。米国以外から出展した42の企業・団体などがさまざまな茶を来場者にアピールした。日本企業は6社(伊藤園、杉本製茶、鹿児島製茶、鶴の丸、合同会社園、おさだ苑)が出展し、ジェトロもブースを構えて、日本茶を来場者に提供した。SFITFは一般消費者向けの茶のイベントで、来場者はチケットを購入した上で、渡されるコップを片手に、各国の多種多様な茶を試飲できる。色々な種類の茶を試飲でき、出展者と直接コミュニケーションが取れる同イベントを楽しみにしている来場者も多いようだ。8回目となる2019年は、主催者によると、2日間で4,000人以上が来場した。ジェトロブースを訪れた来場者に日本茶に関するアンケートを実施した(回答数113件)ところ、「日本茶を飲む頻度」は、1週間に1回以上(37.2%)、ほぼ毎日(16.8%)との結果で、少なくとも週に1回以上飲むと回答した割合が半数を超えていた。「飲んだことがある日本茶」を聞いたところ(複数回答可)、抹茶(84.1%)、煎茶(69.0%)、ほうじ茶(51.3%)、玄米茶(46.9%)、玉露(21.2%)と続いた。抹茶や煎茶を飲んだことのある人が多いが、ほうじ茶も5割を超えた。実際、ジェトロブースでも香ばしいにおいひかれて、ほうじ茶を試飲を希望する来場者が多かった。また、「日本茶をどこで買うか」聞いたところ(複数回答可)、アジア系スーパー(28.3%)、オンライン(25.7%)、日系スーパー(24.8%)と続いた。この結果から、オンラインで日本茶を購入する層が一定数いるとみられる。ジェトロブースでは、日本茶インストラクターなどが茶の説明を行ったほか、日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO、注)が、プロモーションの一環として進めているAmazon.comの日本茶特集ページを紹介し、会場で試飲した各種の茶を電子商取引(EC)サイトで購入できることを説明した。



複数の茶葉を来場者に提供したジェトロブースの様子



ジェトロブースに多くの来場者が訪問



ティーフェスティバル会場

(注)2017年4月1日付でジェトロに設置された、日本産農林水産物・食品のブランディングのために、オールジャパンでの消費者向けプロモーションを担う組織。対象とする品目と国、地域を定め、現地消費者の認知度や購買・喫食意欲の向上などを目指して、各国でさまざまなプロモーションを実施している。

(出所:ジェトロビジネス短信 2019年11月7日「サンフランシスコのティーイベントで日本茶をプロモーション(米国)」)

外貨両替は、とよしんへ！当金庫では17通貨を取扱っています。

次のセミナー等をご案内させていただきました。

ベルギー投資セミナー開催のご案内	名古屋	駐日ベルギー大使館、ブリュッセル首都圏政府貿易投資局、ベルギー・フランダース政府貿易投資局、ワロン地域政府貿易・外国投資振興庁
海外投資セミナーのご案内	名古屋	株式会社国際協力銀行
第6回ジャカルタ信金会	ジャカルタ	信金中央金庫
深センイノベーション企業視察および交流会のご案内	深セン	信金中央金庫
メキシコ自動車裾野産業の最新事情セミナー	豊田	ジェトロ、豊田市、豊田商工会議所



心と心のおつきあい

豊田信用金庫

国際業務部

〒471-8601
愛知県豊田市元城町1-48

電話 0565 - 36 - 1381

FAX 0565 - 36 - 1213